

研究

百姓持高等書上帳

漁村羽出浦にあり庄屋文書(四)

禁馬会員 安部弥右衛門

羽出浦

一高 九石八斗八升八合七勺七才

此反別 虎所老反八畝式拾五歩
此畝 材ノ上

一石盛老石

屋舖 六反四畝拾四歩
此分 米六石四斗四升六合六勺八才

一石盛老石一斗

上畝 老畝式拾四歩
此分 米一斗九升八合

一石盛九斗

中畝 老反拾五歩
此分 米九斗四升五合

一石盛七斗

下畝 老反老歩
此分 米七斗式合三勺六才

一石盛五斗

下々畝 四畝貳拾參歩
此分 米二斗三升八合三勺三才

一石盛五斗

下々畑 式反七畝五歩
此分 一石三斗五升

一當浦

東西 拾六畝
南北 千百五十間 伍ノ中越前境、戸石
新鼻より白時迄

一當浦 粟穀

三拾軒 年々増減御座候

一當浦 人数 合家百参拾人 叔百七十三人 男

一當浦御高札場

肝煎庄三郎 屋敷殿

百五十七人 女

組ノ枚数九枚 御座候

切支丹 御高札

忠考 御高札

番菜 御高札

洋天連 御高札

前々 御高札

一當浦 枝御高札無御座候

一御城下 江当浦分 道法三里拾四町御座候

一當浦 叔種子田方無御座候

一當浦 御檢見向八月比下御座候

一當浦 治池無御座候

一當浦 井戸無御座候

一當浦 堤無御座候

一當浦 御立山 三ヶ所

一ヶ所 地下ノ上前後

一ヶ所 戸石崎 展限ノ北平

一ヶ所 白崎 泊ノ上 御植松山

一當浦 百姓自山梁無御座候(註)

一當浦 桑の木無御座候

一當浦 榎橋無御座候

一當浦 牛馬老匹七無御座候

一當浦 大工木挽無御座候

一當浦 秋葉無御座候

一當浦 福屋無御座候

一當浦 結屋無御座候

一當浦 御陰地無御座候

一當浦 作間ノ渡世無御座候

- 一 当浦 獵師鉄砲無二御座一候
- 一 当浦 要心鉄砲無二御座一候
- 一 当浦 酒屋無二御座一候
- 一 当浦 肝煎給米無二御座一候
- 一 当浦 肝煎給米無二御座一候
- 一 当浦 おとし鉄砲老提御座候
- 一 当浦 漁業鰯^{イサ}仕中候

(註) 三百世の自山は古く山野は全部藩公の領有で、日蓮はその中の一郭と稱信して開墾して来たようである。

① 明和四年萬銀利銀目録の中に「一 銀千目 皆合倍銀 一回六百目 庄屋給銀」とあり、皆合の文字を使つてゐる。調斷(クイコウ)も皆合と同じ村役人で、庄屋或は所懸の意をうけて村油の文字を字引を捏造してゐたようである。

- 一 当浦 氏神 天神社 但、高無御座候 (兼) 二合間
老々所 社地境内 兼 四合五間
- 一 当浦 観音廢地 老々所 淨土宗御城下潮谷寺末懸
立六間 横四間

本尊観音 志真御作

但此敷地 六拾四歩 高八升
御引高分未普請不仕 關地高御座候

- 一 当浦 惠美頂の森 老々所 森境内 立七間 横三間
但、高無二御座一候
- 一 当浦 肝煎庄三郎座敷前 高六升三合三勺三才
御引無二御座一候

(註) この座敷前は前掲の高杉場の位置である。

- 一 当浦 廻船 老艘 拾端帆 船主 千 六
- 一 当浦 船数合々々 七拾七艘 羊々増成御座候

- 内 拾老艘 網 船
- 式拾式艘 手 船
- 八艘 鰯網 船

- 一 当浦 御運上^(?) 老艘 廻 船
- 三拾五艘 小 船

鰯 網 御運上 新銀 但高下御座候二斤重御座候ニ仕中候

小 船 御運上 同百目

廻 船 御運上 同式又

小 船 御運上 同式拾又

自 用 御運上 同立拾目

池小買 御運上 同拾五又

旅小買 御運上 同式拾老又五分

旅木挽 御運上 同四拾参又

旅魚^(?) 御運上 同二十一又五分

干 浜 御運上 同拾^(?)

干 浜 御運上 同三百六又九分九厘三毛

- 一 当浦 鰯 網 四帖
- 内 老帖 御運上 新銀百目 庄三郎
- 老帖 御運上 右同所 吉兵衛
- 老帖 御運上 右同所 次兵衛

(註) 網と蔵つて漁業を休むといふこと

- 内 老帖 御運上 同六百目 諸右衛門
- 老帖 御運上 同六百目 長九郎
- 片手 御運上 同式百拾目 七郎右衛門
- 但此網當年開置中候 与兵衛

二 當浦 鰯網 網代 式拾ヶ所 右同漸 七郎右衛門

老帖 御運上

老ヶ所 外うど 老ヶ所 外 洪

老ヶ所 前うど 老ヶ所 かいなち

老ヶ所 左波きか浦 老ヶ所 網の網代

老ヶ所 うさぎか浦 老ヶ所 函の下

老ヶ所 まうら網代 老ヶ所 戸石崎

老ヶ所 こだし 老ヶ所 作り網代

老ヶ所 小 崎 老ヶ所 は左網代

老ヶ所 中山 老ヶ所 敷ヶ下

老ヶ所 高きぎ 老ヶ所 小 谷

老ヶ所 八重石 老ヶ所 泊り網代

右の網代 羽出浦 中越浦 此の両浦にて御合(おれあひ)に

二 當浦 鰯網 網代 四ヶ所

内 老ヶ所 西野浦

老ヶ所 中津浦

老ヶ所 三女と

老ヶ所 さる尹

右の網代 右の両浦にて渡事仕り中候

(註) 網代(あじろ)とは網をまとつた時定入漁場

二 當浦 鰯干 洪 拾ヶ所

内 老ヶ所 西野浦作り洪 老ヶ所 大倉作り洪

老ヶ所 同 前打上げ洪 老ヶ所 同所打上げ洪

老ヶ所 与惣合作り洪 老ヶ所 敷場作り洪

老ヶ所 ことう作り洪 老ヶ所 小谷作り洪

老ヶ所 小倉作り洪 老ヶ所 八重石作り洪

老ヶ所 同所打上げ洪

(註) この鰯干洪には鰯の外に網も干していた。打上げ洪は天然

はてきかたすまの洪、作り洪は人工により海岸を埋め立てた洪である。

二 當浦 無常山 老ヶ所 御座候 長七 拾間

横 式拾八間

(註) この無常山は、死者の出た場合、火葬用の薪と必要にだけ作り出した。部落の共同管理の山林である。今、何人の所有になっている。

右之通所煎并大小百粒立合、吟味仕の上書上げ申付、相違無御座候 以上

目浦頭百粒 庄 三 郎
次 兵 衛
弥 兵 衛
七 郎 兵 衛
長 九 郎
孫 兵 衛
甲 兵 衛
七 郎 右 衛 門

(表紙)

享保十一永年二月 百姓持高并人数帳 羽出浦

寛
一 本地馬八石五斗三升三勺七才 羽出浦
一 新地馬老石三年五斗八石三勺四才 同
一 家数 合三拾軒 同
一 人数 合三百拾式人 内百六拾八人男 同
女 浦

(註) 六年前の記録五年七月二十五日、調査に比較して、
其の家族とは異動なく同一であるが、人数は八人減
少している。如何なる理由であるか。

右之内

一 本地高 志斗六升八合 庄屋 正 土 郎
一 人数 六人 内 松卷人男 右 同人

一 本地高 志斗四升三合 百姓 七郎兵衛
一 人数 拾貳人 内 八人男 右 同人

一 本地高 志斗三升八合 百姓 長右衛門
一 人数 三拾人 内 拾九人男 右 同人

一 本地高 志斗六升三合 百姓 茂右衛門
一 人数 拾九人 内 八人男 右 同人

一 本地高 志斗三升四合 百姓 清 吉
一 人数 六人 内 七人男 右 同人

一 本地高 志斗三升一合 百姓 七良右衛門
一 人数 拾九人 内 七人男 右 同人

一 本地高 志斗七升四合 百姓 孫 四 郎
一 人数 八人 内 七人男 右 同人

一 本地高 志斗四升三合 百姓 興 兵 衛
一 人数 十人 内 七人男 右 同人

一 本地高 志斗六升八合 百姓 五郎兵衛
一 人数 七人 内 七人男 右 同人

一 本地高 志斗八合 善右衛門
一 人数 七人 内 男 四人 右 同人

一 本地高 志斗九升九合 吉郎兵衛
一 人数 六人 内 三人男 右 同人

一 本地高 志斗五升 吉右衛門
一 人数 拾六人 内 八人男 右 同人

一 本地高 志斗三升七合 清左衛門
一 人数 拾九人 内 五人男 右 同人

一 本地高 志斗三升七合 右 同人
一 人数 七人 内 五人男 右 同人

一 本地高 志斗四合 忠兵衛
一 人数 拾参人 内 八人男 右 同人

一 本地高 志斗五合 源兵衛
一 人数 四人 内 三人男 右 同人

一 本地高 志斗五合 市右衛門
一 人数 一人 男 右 同人

一 本地高 志斗六人 清兵衛
一 人数 六人 内 二人男 右 同人

一 本地高 志斗六升一合 基
一 人数 四人 内 三人男 右 同人

と排除して耕作に努み、享保、明和、天明の大飢饉にも
一名の餓死者をも出さなかつたことは、漁村という特殊
世にあるにしても、郷土の祖先たちの勤勉の結果に外な
らぬと思われれる。その外にも狭つ苔しい漁村の一家に、
十五人、二十人、三十人という大家族で生活していたこ
とを思うと、仲よく睦まじく暮らされたものだと思服す
る次第である。

徳川氏治下の江戸期時代には、各地方の産兒問引の風
習があり、下級武士と農民も盛んに問引を行つたとのこ
とであるが、それにも拘らず一家に二十人内外の、大家
族の懐家が多いことを不思議に思つていた。がよく考へ
て見ると、三代將軍家光の寛永二十年三月「田畑永代売
買禁令」が出て、百姓の持つ田畑の売買を禁じ、それか
ら八十年後の八代將軍吉宗の享保六年七月には、改めて
分地制限の敕書が出てゐる。

百姓田畑配分定之事

高拾石 地面 志町

古之定よりすくなく候儀停止たり。尤分方に不限、残
り高も此定よりすくなく残すべからず。然る上は高二
十石、地面二町よりすくなき田地持は、子供を始め諸
親族之内へ、田畑分配不罷成候間、養分人育之者は在
所にて耕作の働さばて渡世致させ、或は相忘り奉公人
ニ可差出申。

(享保七年にはこれが少し変更されてゐる)

分地すると右の制限以下になる時、独り立させず、耕作
させるか奉公人に出してしまふと言ふのである。(地主
庄屋は高二十石、亦有姓は地面一町、高十石以上もなま
ければ分地することを許さなかつたようである。)

かねて古来の話には、昔は年配になつて分家がしたくて
も「株」がないと分家は出来なかつたという説を聞き、
不思議に思つてゐた。何故に藩府は領地に戸数の強える
ことを抑止するのであるかと不可解に感じていた。とこ
ろがそれは徳川幕府の政策であつたと知り、嗚然とした。
それで明治時代とならまで、漁村に大家族の家産が多
かつた理由があつた振な気分になつたが、心の片隅に
何ぞか割り切れないところが残つてゐる。

私は試みに、享保五年から明治四十年迄百八十六年間
に於ける、羽出浦の戸数と人口の増減状況を検討したと
ころ、享保五年、戸数三十軒、人数三三〇人であつたの
が六年後の、享保十一年には戸数三十軒であるが、人数
は三一二人に減じてゐる。

それから八十四年後の文化七年には、戸数六拾七戸と
二倍余に増加してゐるが、人数は三七一人と僅かに五九
人増してゐるだけである。

その後七十六年を終る明治四十年の調査では、戸数一
六〇戸、人口九六〇人という増加を示してゐる。

この異常なる現象は、何によつて起つたものであるか
興味ある課題であると思う。尤も享保、明和、天明、寛政
各年代に、凶作、飢饉、悪疫の大流行なとあり、佐伯地
方も悪疫の為に多くの死者を出したが、飢饉では餓死
者を出した伝説は残つてゐないようだ。

(参考資料)

寛永二十年の田畑永代売禁令

一身上能き百姓は田畑を買取り、弥宜く成り身体不成
者は田畑令活却、猶、身上不可成之間、向後田畑売
買可為停止事

(以下四ページ下段はつづく)

てなく方った。移転せられた「天の網島大長寺」も、
戦災で焼かれて再建されず、その一隅に近松作の戯曲心
春治兵衛の心中物語りを伝える比喩塚だけが残っている。
近江の鯉江の里は森が多く、八日市からの沿道は「青
葉三里に四里紅葉」と、新緑と紅葉で名所とされてい
らしい。

今一度探訪する予定。一泊手は三月三十一日晚。

(編者曰) 以上は四月一日消行はがら便り、御が東京安から関連なる文章、

は四月三日消行、板橋郵便通債欄(一)に

○上佐の一茶家の滅亡と大友宗麟との関係については、
岩田善市氏の研究の方が詳細をきわめていますのでこ
こでは省略しますが、私はフトしたことから、上佐の
而も宇和島に塚を接する「西土佐村史」を見させても
うた際、ページをめくる。第一に(5)頁一茶家の滅亡の
ことが載っておりました。

②又その村史の(8)頁に「豊後戸次川の戦」の項があり、
長曾我部元親父子の献策やら奮戦のイキサツから、進
言が入れられず、終に島津軍に手痛い打撃をうけ、命
からから日振島に引揚げた(子信親歿死)古記録が三
頁に亘って載っていますが、大友興成記にもよ、小詳細
に載っておるかもしれません。調べて下さい。なけれ
ば複写して……(以下用紙が尽きて不明)

(編者曰) 〇

よその文献は、郷土の歴史事情がとりあげられてあるが、知
りたいたいものです。拜見させて下さい。

尚、次は「古部茶屋の美、法興寺三重塔の手前、目のため
よう茶屋の花の絵葉書、その遠浅樹(日)に、

菜の花や月夜東に日は西に

大和の春の絵葉書がありましたのでお送りします。
大変でしたね。(編者の交通禍のこと)イヤですネ。

学校における安全教育に打ち込んでいます私には、一
番イヤなことですが、万人が万人その安全への慎重性が
身につく迄教育するより外にない事を結論にしています。
早くよくなられる標造かに祈念しています。

二三日前、私の發察を受けに来た滋賀県人が(か
わてより親善寺城、箕作城、鯉江城などについて手伝つてく
れる方)五月号の歴史読本を手にして来マ。
「出ました出ました、親善寺城の記事が。」

と見せてくれました。見るとその外に、郷里関係の記事
が二三件のつていますので、走つて百貨店にゆき二冊も
とめました。一冊(お手許にも当然と気付きました)が
ご入院中の(れん)にと送りました。もしもおあり
でしたら脇の高野さんなり、平田先生なりに回覧して下
さい。

大阪の古地図元禄時代の二種手に入りました。それ
には「サイキ」のところは「森」とし、長州の毛利一族
と区別してあります。
どうぞ十分にご静養の程を。

(編者注)

同じ日に歴史読本五月号が送って来ました。お言
葉は僕が先ず拜見、後平田先生をはじめとして回
覧にしました。御厚意、感謝。
この絵葉書と雑誌 四月二十二日落手。

(編者曰) 〇

田畑永代売禁令

一身上能百姓は田畑を買取り弥宜成り、身体不成者は田畑
令沽却猶々身上不可成之間、向後田畑賣買可為停止
事。
寛保御詔書集成

(右の禁令をおかした場合は延罰がつづくが紙面余白なきまま割愛)